

府中町下水道事業経営戦略

令和 7 (2025) 年度 >>> 令和 16 (2034) 年度



令和 7 (2025) 年 3 月改定
府中町 町民生活部 下水道課

目次

第1章 経営戦略の概要.....	1
1. 経営戦略改定の趣旨.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 基本的な考え方.....	2
第2章 下水道事業の概要.....	3
1. 事業の現況.....	3
2. 民間活力の活用等.....	6
3. 経営の基本方針.....	6
4. 経営の状況分析.....	7
第3章 将来の事業環境.....	10
1. 処理区域内人口の予測.....	10
2. 有収水量の予測.....	10
3. 使用料収入の見通し.....	11
4. 施設の見通し.....	12
5. 組織の見通し.....	12
第4章 経営の改善.....	13
1. 経営改善の取組.....	13
2. 使用料の改定.....	13
3. 経費回収率の向上に向けたロードマップ.....	16
第5章 投資・財政計画.....	18
1. 収支計画.....	18
2. 投資・財政計画（収支計画）についての説明.....	18
3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の概要.....	22
4. SDGsに関する取組.....	24
第6章 事後検証・更新.....	25
1. 事後検証、更新手法.....	25

【巻末資料】

投資・財政計画（収支計画）
経営比較分析表

第1章 経営戦略の概要

1. 経営戦略改定の趣旨

下水道は、快適で衛生的な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、雨水の排除による市街地の浸水防除のため、欠くことのできない重要な都市基盤施設となっています。

当町では、広島市の処理区域である大須地区を除いて昭和60年度に公共下水道の建設事業に着手し、平成元年から供用を開始しています。令和5年度末時点での下水道人口普及率は約99%であり、下水道が住民の生活に必要な不可欠なものとなっています。

一方で、使用者の節水志向や人口減少等により今後の下水道使用料（以下、「使用料」という）収入の減少が見込まれるほか、老朽化する施設の更新や維持管理等への対応も必要となることから、下水道事業の経営環境は厳しさを増すことが考えられます。

このような状況において、当町の下水道事業の経営について健全化を図り、将来にわたって安定的で持続可能な事業運営を行うため、中長期的な経営の基本計画である「府中町下水道事業経営戦略」を令和3年3月に策定しました。この経営戦略について、令和6年度に実施した使用料に係る検証の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行うこととします。

2. 計画期間

下水道事業の運営は長期間にわたるものであり、経営健全化についても中長期的な視点から取り組む必要があることから、経営戦略の計画期間は10年間としています。

当初策定した経営戦略は、令和3年度から令和12年度までとしていましたが、令和6年度に使用料の在り方について検証を行い、その結果を反映する必要性が生じたことから、計画期間途中で見直しを行いました。あわせて、計画期間についても令和7年度から令和16年度までと改めました。

	R3	...	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
当初策定 (R3~12)	→														
今回改定 (R7~16)				→											
検証作業、 改定			←→	↑				←→	↑				←→	↑	
			計画改定					中間見直し					計画改定		

図表 1-1 経営戦略の計画期間

3.基本的な考え方

下水道事業を含む各公営企業は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）に基づき、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である経営戦略の策定が求められています。

これを踏まえ、当町では、上位計画である「府中町第4次総合計画」のほか、各計画との整合を図り、経営戦略を策定しています。

第2章 下水道事業の概要

1.事業の現況

(1) 施設

当町の公共下水道事業は、広島市の処理区域である大須地区を除き、令和5年度末現在で下水道整備率（整備済の面積の割合）は97.0%、下水道人口普及率は98.9%、雨水・汚水をあわせた管渠の総延長は約132kmとなっています。下水道人口普及率100%に向け、引き続き整備に取り組むこととしています。

供用開始年度	平成元年5月1日
法適用区分 ※	一部適用（平成31年4月1日）
処理区域内人口密度	101.8人/ha
下水道の種類	分流式
処理区数	1処理区（太田川流域下水道瀬野川処理区）
処理場	広島県が所管する流域下水道の処理場（東部浄化センター）にて処理
広域化・共同化・最適化実施状況	当町は処理区域の全てを流域下水道に接続しています。また、使用料徴収事務を隣接する広島市に委託しています。

※ 「法適用」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。また、「一部適用」とは、地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

図表 2-1 施設の概要

【雨水施設の概要】

当町は、中心市街地などにおいて低地の部分が多くなっています。このような場所では雨水が河川に流れず滞留し、市街地が浸水するおそれがあることから、滞留した雨水を河川へ排出する雨水施設が非常に重要な役割を果たしています。

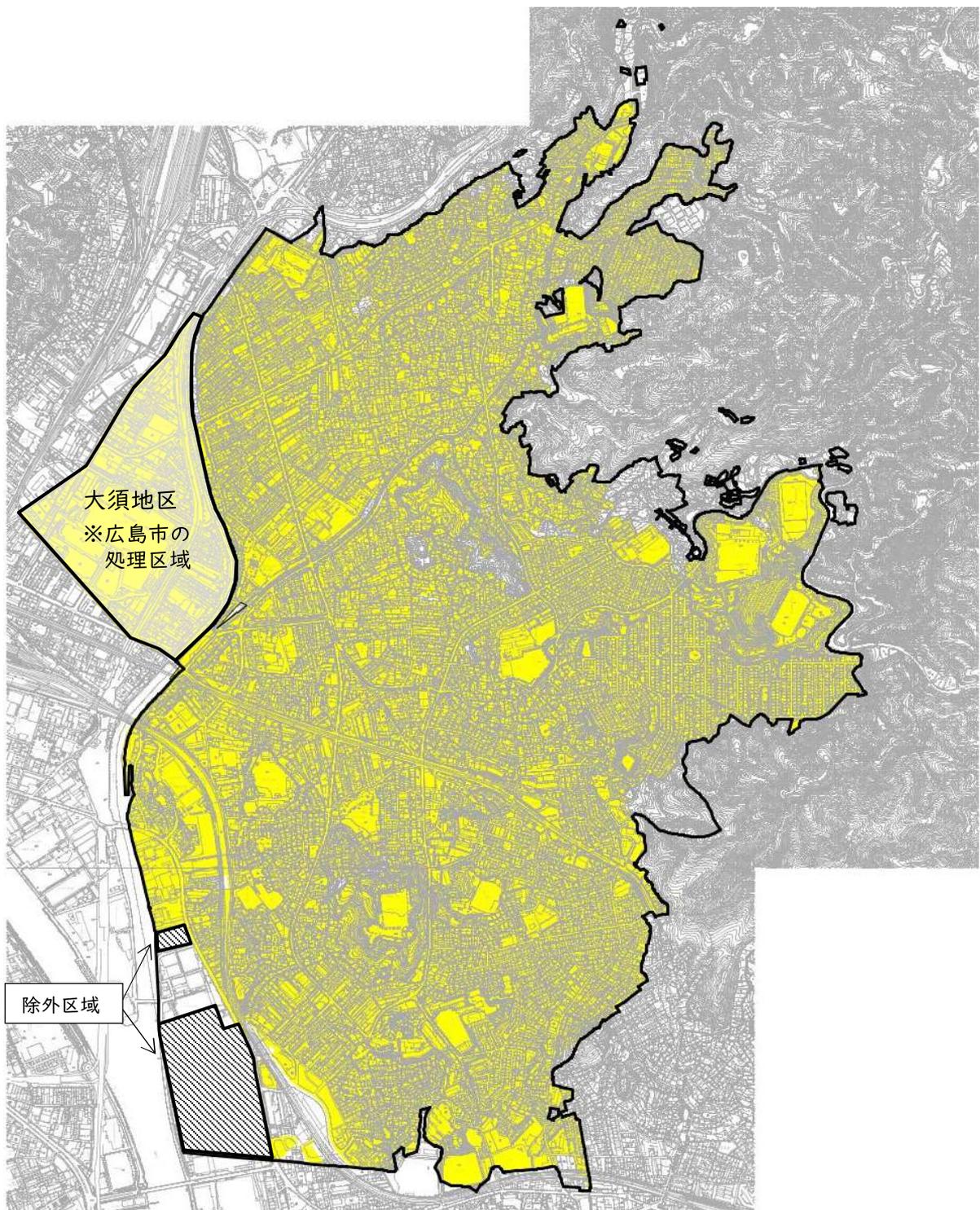
当町では、雨水施設として、滞留する雨水を河川に排出する雨水ポンプ場3か所および雨水ポンプ場まで雨水を集約する雨水幹線等を整備しています。

施設名	供用開始	排水能力	主な地区
府中ポンプ場	昭和59年4月	218.2 m ³ /分×2台 251.2 m ³ /分×1台	本町、鶴江、石井城、城ヶ丘
宮の町ポンプ場	平成4年4月	169 m ³ /分×2台	大通、宮の町
茂陰ポンプ場	平成21年8月	102.5 m ³ /分×2台 83.5 m ³ /分×2台	大通、茂陰、浜田、浜田本町、緑ヶ丘

図表 2-2 雨水施設（ポンプ場）の概要

入川調整池	貯留量 4,840 m ³ 、排水能力 10.084 m ³ /分×2台
雨水幹線	総延長約 7 km

図表 2-3 雨水施設（その他）の概要



■ 処理区域（令和6年4月時点）

図表 2-4 公共下水道整備状況図（污水）

(2) 使用料

現行の使用料は、平成21年度に改定したものとなっています。当町では基本料金と超過料金（従量使用料）から構成される二部使用料制を採用しており、汚水の種別を4種類として、それぞれ異なる使用料体系を定めています。「公衆浴場汚水」の一部および「プール及び土木工事等による汚水」を除き、汚水排出量が多くなるほど単価が高くなる累進制を採用しています。

種別	料金区分	排出量 (m ³)	料金 (円)
一般家庭汚水	基本料金	0～6	695
	超過料金 (1m ³ につき)	7～10	5
		11～15	106
		16～20	162
		21～40	233
		41～100	311
		101～	344
業務用汚水	基本料金	0～6	695
	超過料金 (1m ³ につき)	7～10	5
		11～15	106
		16～20	177
		21～40	256
		41～100	326
		101～200	395
		201～500	440
		501～1000	472
1001～	495		
公衆浴場汚水	基本料金	0～6	695
	超過料金 (1m ³ につき)	7～10	5
		11～15	106
		16～20	162
		21～	35
プール及び土木工事等による汚水 (1m ³ につき)	1～	177	

図表 2-5 使用料体系表 (1 か月あたり、税抜)

条例上の使用料 ※1 (20m ³ あたり)	令和5年度	2,055円	実質的な使用料 ※2 (20m ³ あたり)	令和5年度	2,578円
	令和4年度	2,055円		令和4年度	2,589円
	令和3年度	2,055円		令和3年度	2,632円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³/月の使用料をいう。

※2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（全ての種別を含む）をいう。

図表 2-6 条例上の使用料等 (税抜)

2.民間活力の活用等

当町の下水道事業における民間活力や資産の活用状況は次のとおりです。

項目		活用状況
民間活用の状況	民間委託	雨水ポンプ場の運転管理や水質検査等を民間業者に外部委託しています。
	指定管理者制度	該当なし
	PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当なし
	土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし

図表 2-7 民間活力・資産の活用状況

3.経営の基本方針

当町が目指す都市計画の実現に向けて、下水道が担う役割を果たすため、3つの基本方針を掲げます。

基本方針 1：快適な暮らしを実現する下水道

衛生的で快適な生活環境の実現と良好な水循環の創出を図るため、下水道人口普及率 100%を目指すとともに、既設管渠の適正な維持管理を行います。

基本方針 2：安心な暮らしを実現する下水道

集中豪雨や大型台風による雨水被害から市街地を守るため、雨水施設について、長寿命化や耐震・耐水化等といった適正な更新・維持管理を行います。

基本方針 3：持続可能な下水道

下水道は人々の生活に必要不可欠な社会資本である一方、今後は老朽化による更新・維持管理費用の増加や、人口減少による使用料収入の減少など、経営環境は厳しさを増すことが考えられます。持続可能な経営を行うため、更なる効率化や経営基盤の強化を図り、経費回収率 100%を目指します。

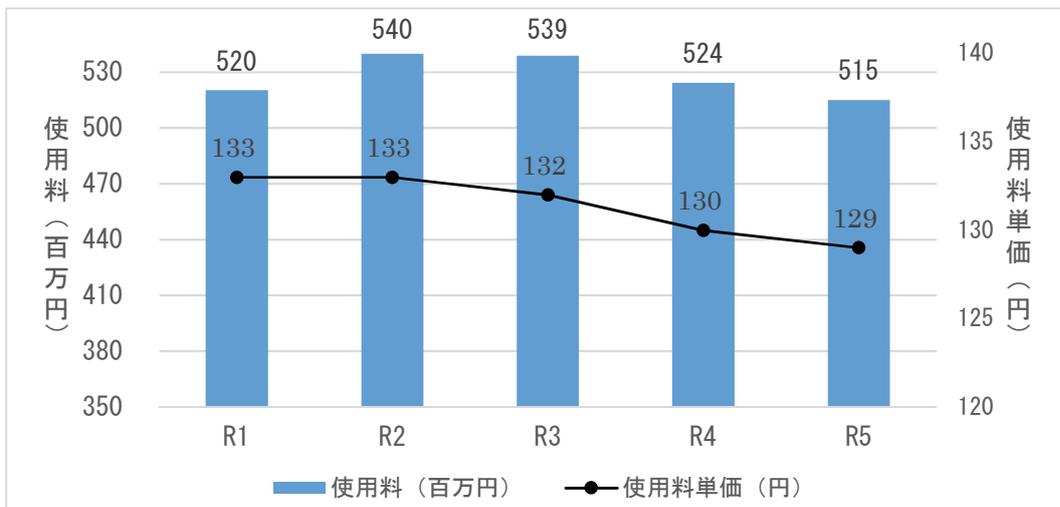
4.経営の状況分析

当町の下水道事業について、経営および施設の状況を表す経営指標を活用して分析を行い、課題の把握を行っています。

なお、経営の分析については、経営指標を用いた他自治体との比較や経年比較を行うために総務省がとりまとめを行っている「経営比較分析表」があり、巻末資料（30～31 ページ）に掲載しています。

(1) 使用料収入

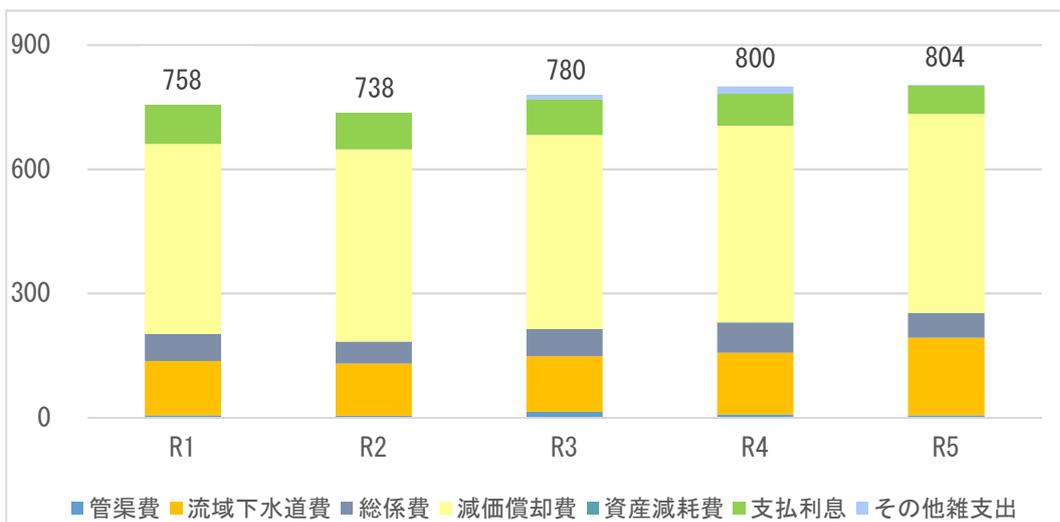
使用料の収入額は、令和2年度から徐々に減少し、令和5年度は514,987千円となっています。また、有収水量1m³当たりの使用料である使用料単価については、令和5年度時点で129円となっています。



図表 2-8 使用料収入の推移

(2) 汚水処理経費

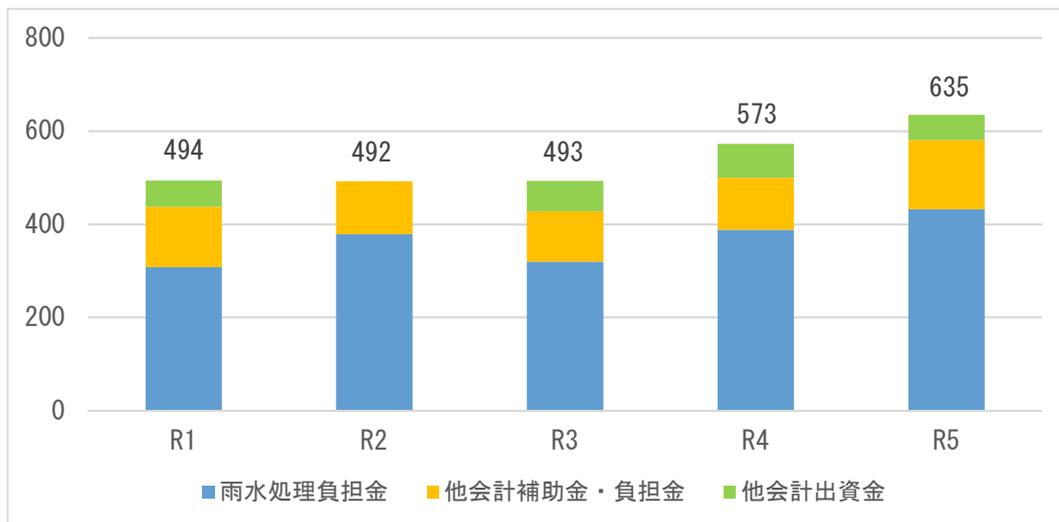
汚水処理に係る経費としては、施設整備による減価償却費、汚水処理場の維持管理による流域下水道費、企業債の借入による支払利息、その他事務費等による総係費が主になります。電気料金の高騰等の影響を受けて流域下水道費が増加しており、経費全体としても増加傾向となっています。



図表 2-9 汚水処理経費の推移 (百万円)

(3) 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、令和3年度以降増加傾向となり、令和5年度は635,137千円となっています。これは、雨水事業については雨水ポンプ場の電気料金が高騰したこと、汚水事業については汚水処理場の経費である流域下水道費が増加したことにより、増加分を一般会計からの繰入金で賄う必要が生じたことが主な要因となっています。

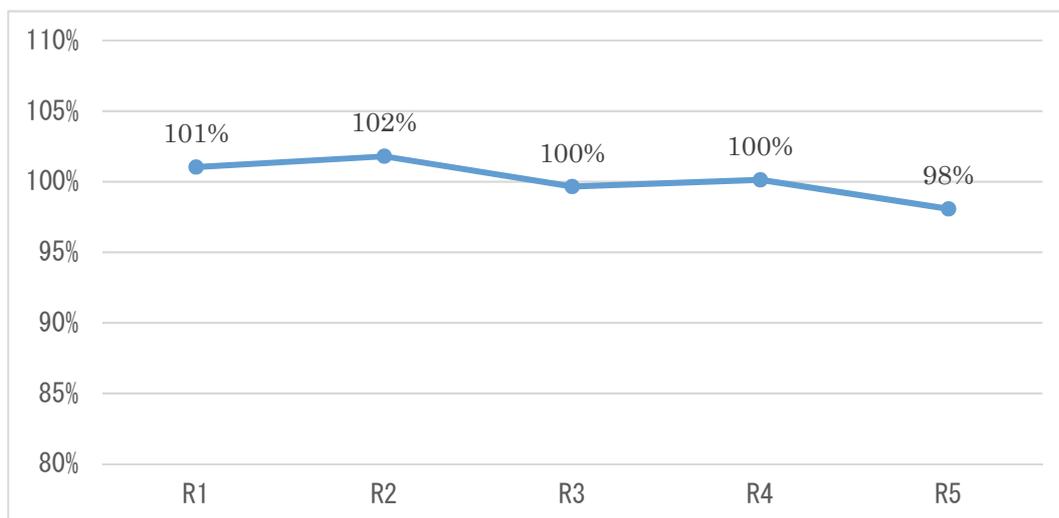


図表 2-10 一般会計繰入金の推移 (百万円)

(4) 経常収支比率

経常収支比率は、経常収益で経常費用がどの程度賄われているかを示す指標であり、100%以上であれば収支が黒字、100%未満であれば赤字となります。

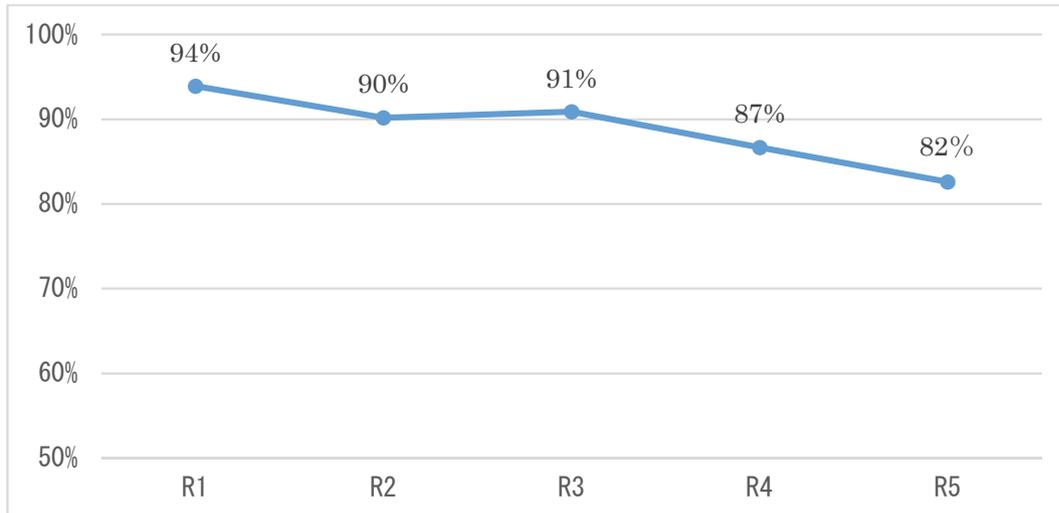
令和5年度は経常収支比率が100%を下回り赤字となったため、赤字部分については過年度の利益である利益剰余金を充てています。



図表 2-11 経常収支比率の推移

(5) 経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費（公費負担分を除く汚水処理経費）が使用料でどの程度賄われているかを示す指標であり、独立採算の原則から、100%以上であることが求められています。使用料収入の減少や汚水処理経費の増加により低下傾向であり、令和5年度では82%となっています。

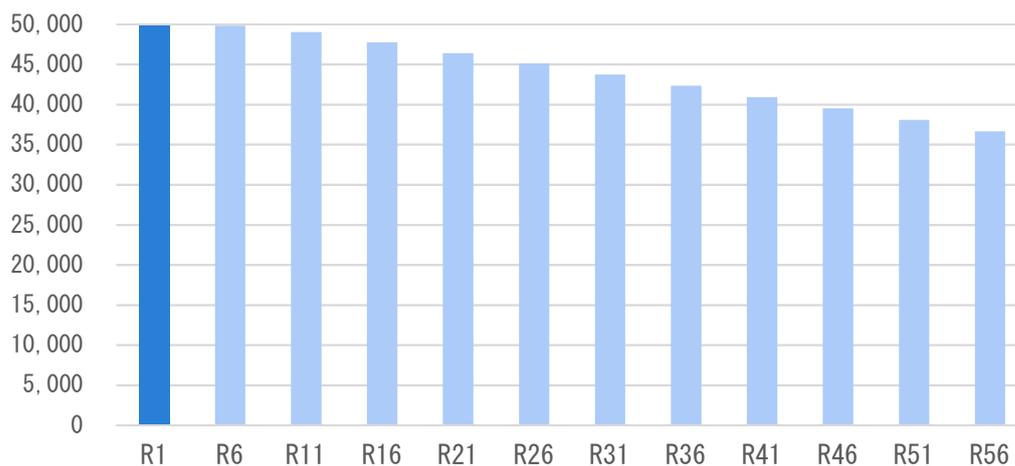


図表 2-12 経費回収率の推移

第3章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口の予測

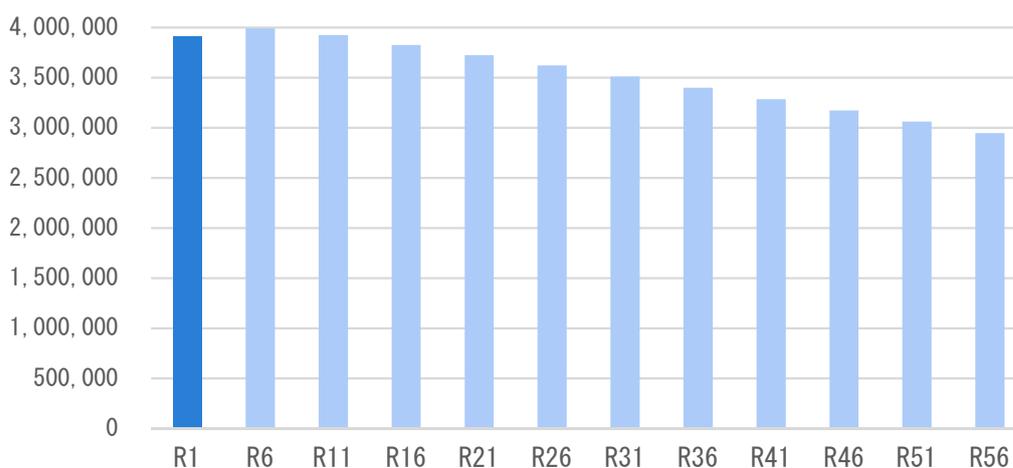
処理区域内における将来人口の予測については、広島市の処理区域である大須地区を除いた当町の人口に対して、当町で策定した「府中町人口ビジョン」による将来人口推計の変動率を乗じて算出しています。令和5年度末時点で当町の下水道整備率は既に97%となっており、処理区域内人口と行政人口は概ね一致します。



図表 3-1 処理区域内人口の実績と予測 (人)

2. 有収水量の予測

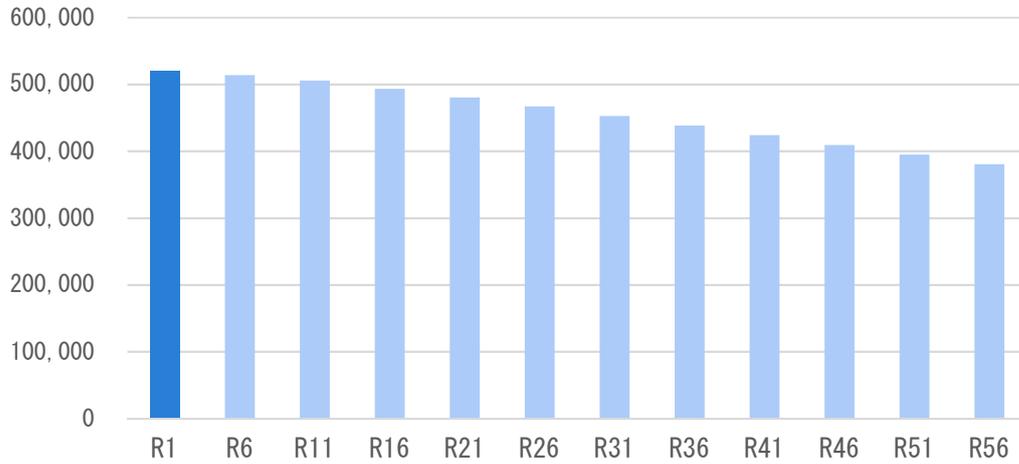
整備事業による処理区域の拡大により有収水量は増加傾向でしたが、令和4年度から減少に転じています。これは、物価高騰の影響などにより、使用者の節水志向が高まったことによるものと考えられます。今後、処理区域内人口の減少が見込まれるため、これに伴って有収水量も減少していくものと考えられます。



図表 3-2 有収水量の実績と予測 (m³)

3.使用料収入の見通し

有収水量と同様、これまでは増加傾向でしたが、令和3年度から減少に転じています。今後、有収水量の減少に伴い、使用料収入も減少していくものと予想されています。



図表 3-3 使用料収入の実績と見通し（千円、税抜）

※ この見通しは現行の使用料体系によるものであり、使用料の改定により令和8年度から使用料収入は増加する見込みです。（改定後の見通しは15ページに掲載しています）

4.施設の見通し

【汚水施設】

汚水施設については昭和 60 年度から整備を行っており、令和 7 年度に概ね完了する計画として
います。令和 6 年度時点では標準耐用年数である 50 年を超える管渠はありませんが、今後は耐用
年数を超過した管渠が発生することになるため、長寿命化対策が必要となってきます。

また、汚水管路施設ストックマネジメント計画に基づいて管渠内部の調査を行い、劣化が確認さ
れた箇所については順次改築・更新を行っています。

【雨水施設】

雨水ポンプ場については、府中ポンプ場が昭和 59 年度、宮の町ポンプ場が平成 4 年度の供用開
始となっており、供用開始から 30~40 年程度経過しています。内部の機器については改修や更新
を行い、健全性を確保していますが、建物本体の耐震性が不足していることから、今後建替え等の
対応が必要となります。

雨水管渠については、昭和 41 年度から整備を行っており、古いもので整備から 60 年近くが経
過しています。これについて、平成 28 年度に雨水幹線ストックマネジメント計画を策定し、本計
画に基づいて緊急度の高い雨水幹線から順次改築更新を行い、施設の長寿命化を図っています。



図表 3-4 府中ポンプ場



図表 3-5 宮の町ポンプ場



図表 3-6 茂陰ポンプ場

5.組織の見通し

今後は汚水施設の整備が概ね完了する一方、施設の長寿命化対策が必要となることから、計画期
間内においては現状と同程度の組織を予定しています。

第4章 経営の改善

1. 経営改善の取組

経営の健全化に向けて、次のとおり取組を行っています。

(1) 接続率の向上

下水道への接続促進のため、接続工事に係る費用の貸付制度を設けています。また、未接続の世帯に対しては、戸別訪問や文書の送付により、接続の依頼を行っています。なお、大須地区を除いた令和5年度末時点の接続率（水洗化率）は95.6%となっています。

(2) 広域化・共同化・最適化に関する取組

使用料の徴収事務について、広島市水道局へ委託を行っています。

(3) 民間活用に関する取組

雨水ポンプ場の運転管理や水質検査等を民間業者に外部委託しています。

(4) 人件費の削減

人員配置の適正化を図ることにより、職員数を削減しました（平成30年度16人→令和6年度13人、会計年度任用職員除く）。また、業務の効率化を図り、時間外業務を削減しました（時間外手当支出額：令和2年度2,864千円→令和5年度231千円）。

2. 使用料の改定

当町では、平成元年度に公共下水道事業を開始して以降、必要な経費を賄うため使用料の改定を行ってきましたが、平成21年度に改定して以降は使用者の負担等を考慮し、使用料を据え置きました。しかし、現状において使用料収入で必要な経費を賄うことができていない状況であることから、経営について健全化を図り、将来にわたって安定的で持続可能な事業運営を行うため、使用料の改定を行うこととしています。

使用料の改定に当たっては、学識経験者や使用者の代表から構成される「府中町下水道事業経営審議会」において検証を行い、その結果である答申を踏まえて検討を行いました。

改定率	平均16%
改定時期	令和8年4月1日
今後の検証時期	令和11年度末までに行う

図表4-1 使用料改定の概要

【改定の考え方】

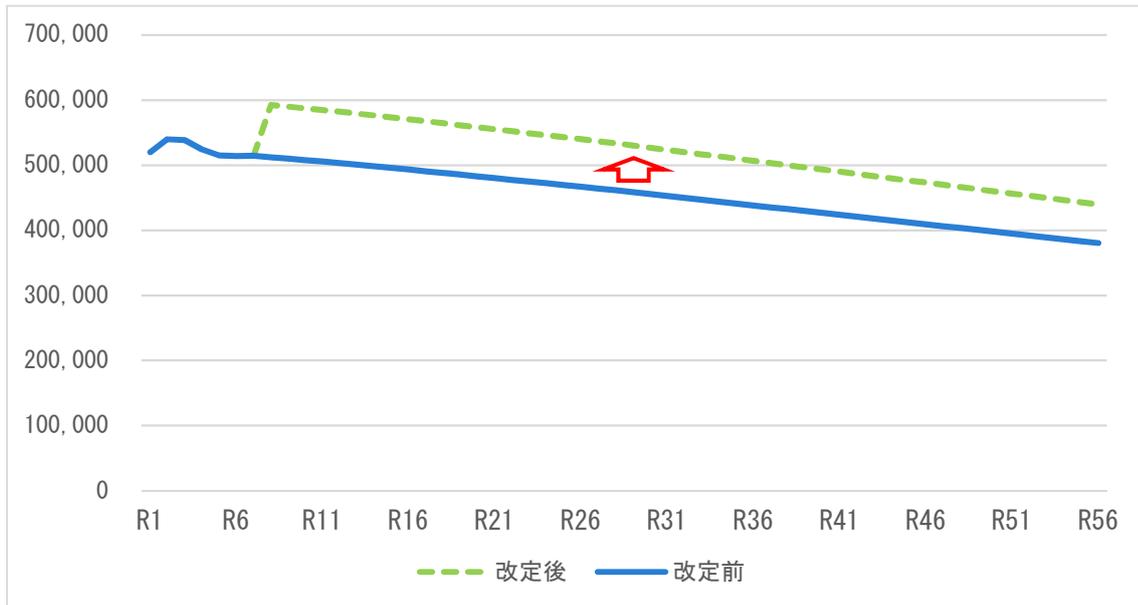
使用料の改定に当たっては、「最低限度行うべき経営努力」として総務省が示す基準（使用料平均単価 150 円/㎡・税抜）を踏まえ、経費回収率が算定上 100%となる最低限の引き上げとして、平均 16%の改定率としました。

なお、当町の使用料体系は、使用水量が増えるほど単価が上がる累進制であり、かつ累進度が比較的高いことから、小口使用者の負担は小さい一方、大口使用者の負担が大きくなるといった特徴があります。このため、一部の使用者の負担が極端に大きくならないよう、他自治体との比較や使用者間のバランスを考慮して、使用料を引き上げています。

種別	料金区分	排出量 (㎡)	料金 (円)		
			改定前	改定後	増加額
一般家庭污水	基本料金	0~6	695	780	85
	超過料金 (1㎡につき)	7~10	5	20	15
		11~15	106	140	34
		16~20	162	180	18
		21~40	233	265	32
		41~100	311	350	39
		101~	344	380	36
業務用污水	基本料金	0~6	695	780	85
	超過料金 (1㎡につき)	7~10	5	20	15
		11~15	106	140	34
		16~20	177	200	23
		21~40	256	285	29
		41~100	326	360	34
		101~200	395	420	25
		201~500	440	455	15
		501~1000	472	472	0
1001~	495	495	0		
公衆浴場污水	基本料金	0~6	695	780	85
	超過料金 (1㎡につき)	7~10	5	20	15
		11~15	106	140	34
		16~20	162	180	18
		21~	35	36	1
プール及び土木工事等による 污水 (1㎡につき)	1~	177	180	3	

図表 4-2 使用料改定前後比較表 (1 か月、税抜)

改定により、使用料収入は年間で約8千万円増加する見込みです。



図表 4-3 改定後の使用料収入の見通し（千円、税抜）

3.経費回収率の向上に向けたロードマップ

地方公営企業では独立採算の原則から、経費回収率が100%以上であることが求められています。当町における現状の経費回収率は80%程度となっていますが、令和8年度に使用料改定を行うことにより、総務省の示す基準に沿った一般会計繰入金とあわせて、算定上100%へと向上する見通しです。

これに加え、下水道への接続促進などによる自主財源の確保や、経費削減に引き続き取り組むことにより、一層の経営改善を図っていきます。

項目		本経営戦略計画期間											
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料	検証作業	←→					←→						←→
	改定		▲										
その他経営改善	接続促進	←→											
	経費削減	←→											
経営戦略	改定	▲					▲					▲	
経営目標	経費回収率 (%)	80	80	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

図表 4-4 ロードマップ

第5章 投資・財政計画

1.収支計画

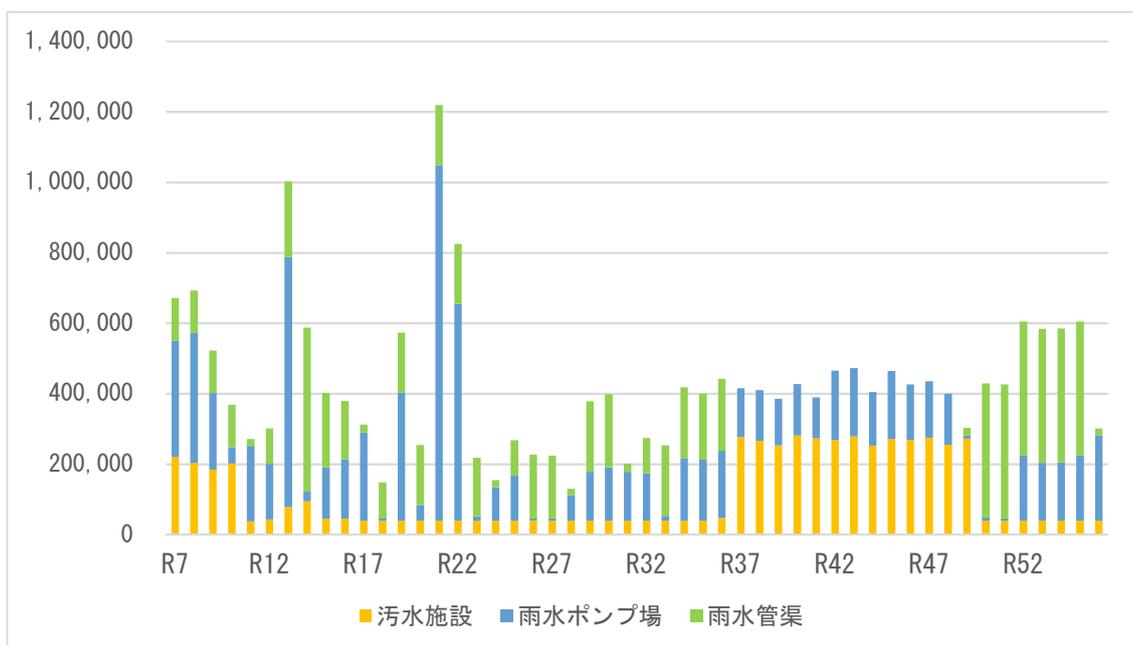
投資・財政計画（収支計画）について、巻末資料（26～29 ページ）に掲載しています。

2.投資・財政計画（収支計画）についての説明

(1) 投資計画

投資に関する経営目標

- 下水道人口普及率 100%を目指すとともに、水洗化率の向上に努めます。
- 投資の平準化を図りつつ、既存の下水道施設の機能維持や強靱化に努めます。



図表 5-1 投資の見通し (千円)

※ 投資計画については、既存のストックマネジメント計画（汚水管路、雨水ポンプ場、雨水幹線）に基づいて作成しています。

資本的支出の考え方

【建設改良費（污水施設）】

下水道人口普及率 100%に向け、整備事業を継続して行う予定です。

整備が概ね完了した後は、既設管渠の老朽化状況を踏まえ、必要に応じて更新等を進めていきます。また、全体の更新計画を考慮し、工事が集中することがないように、平準化を図ります。

【建設改良費（雨水ポンプ場）】

府中ポンプ場および宮の町ポンプ場については耐震基準を満たしていないことから建替えを予定しているほか、内部の機器についても、耐用年数を考慮して順次更新を行います。

【建設改良費（雨水管渠）】

平成 30 年度から更新工事に着手しており、緊急度が高い雨水幹線から順次更新を進めていきます。

【職員給与費】

職員給与費については、一般会計等との間で職員の異動があることから、高齢化による人件費単価の増加はないことを前提とします。また、計画期間内は現状と同程度の組織を予定することとし、現行水準のまま横ばいで推移するものとします。

【企業債償還金】

過去の建設改良等のために発行した企業債の償還金および今後の建設改良等のために発行する企業債の償還予定額を合算し計上します。算出方法としては、償還期間を 30 年（据置期間 3 年）としています。

資本的収入の考え方

【企業債】

各年度の資金状況や企業債対象事業を精査し、可能な限り企業債残高が増加することのないよう借入を続けていくことを見込んでいます。

企業債残高については、過去に借り入れた企業債の償還が進むことで年々減少しており、今後の更新等に係る投資を見込んで、令和 16 年度末には約 52 億円になる見込みです。

【他会計出資金】

資本的収支差額による不足額を損益勘定留保資金等の補填財源により補填し、なお不足する差額について他会計出資金を計上します。今後発生する補填財源は全て処分することを前提としていることから、他会計出資金は必要最低限の額となっています。

【国庫補助金】

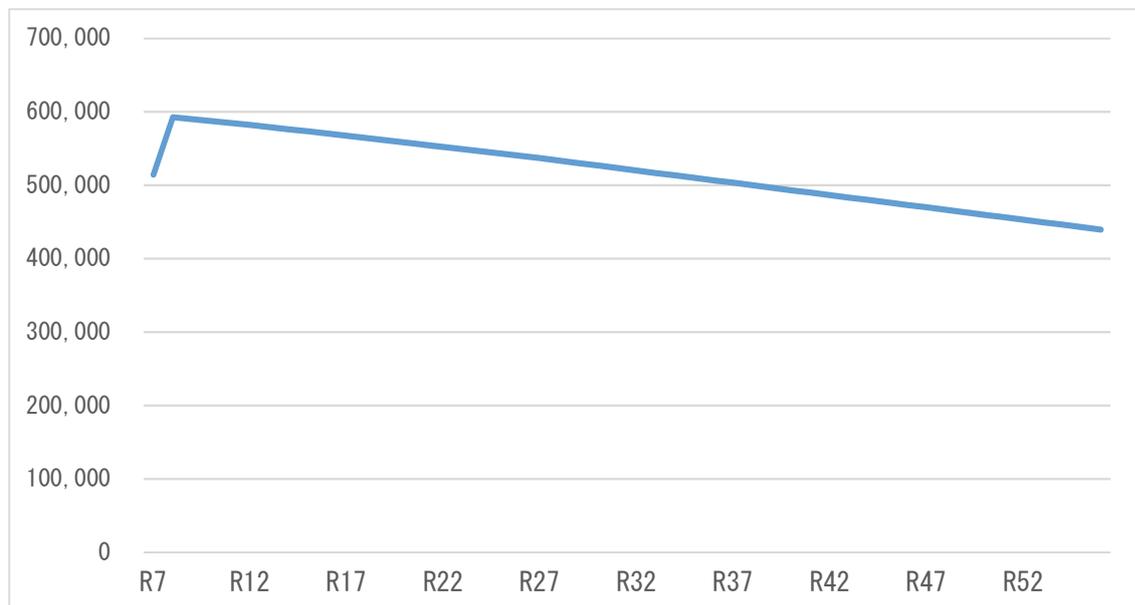
直近の動向を加味しつつ、国庫補助金を最大限活用することを前提としています。

【工事負担金】

建設改良費のうち、他自治体が負担すべき金額について、協定に基づいた割合を乗じて算出しています。また、受益者負担金について、今後の整備予定箇所を勘案して算出しています。

(2) 財政計画

財源に関する経営目標	
●	経費回収率の向上に努めるとともに一般会計繰入金を抑制し、財源の適正化を図ります。



図表 5-2 財源（使用料収入）の見通し（千円）

令和5年度は、汚水処理経費に対して使用料収入が約1億900万円不足しており、これについて一般会計繰入金で賄っていましたが、令和8年度に使用料改定を行うことで使用料収入が約8千万円増加し、総務省の示す基準に沿った一般会計繰入金とあわせて、算定上、経費回収率は100%となる見込みです。今後は、5年ごとに使用料の検証を行うこととし、必要に応じて改定を行います。

収益的支出の考え方

【職員給与費】

資本勘定職員給与費と同様、現行水準のまま横ばいで推移するものとします。

【動力費】

主に雨水ポンプ場の燃料費及び電気料金を計上しています。電気料金が大幅に上昇しており、当面は現行の水準が継続するものとして費用を見込んでいます。

【修繕費】

雨水ポンプ場及び管渠に係る修繕費を計上しています。なお、算出に当たっては、近年の物価上昇を見込んでいます。

【流域下水道費】

流域下水道の維持管理に係る負担金を計上しています。算出に当たっては、これまでの実績を基に、近年の物価上昇を加味しています。

【委託費、負担金】

「経費-その他」については、委託費と負担金が大半を占めています。

委託費については、雨水ポンプ場の維持管理業務や、広島市へ支払う使用料の徴収事務委託料が主なものとなっており、算出に当たっては、これまでの実績を基に、近年の物価上昇を加味しています。

負担金については、当町から雨水の流入がある広島市の雨水ポンプ場などについて、協定に基づいた割合を乗じて当町が負担すべき維持管理費用を算出しています。

【減価償却費】

令和5年度までに取得済の資産に係る減価償却費に、令和6年度以降に取得予定の資産に係る減価償却費を加えて算出しています。

【支払利息】

発行済及び今後発行予定の起債額から算出しています。なお、今後発行する起債については、直近の動向を踏まえ、借入利率を年利1.0%、償還期間を30年として算出しています。

収益的収入の考え方**【使用料】**

処理区域内人口の予測を用いて今後の有収水量を算出し、これを基に使用料を算出しています。令和8年度から使用料を改定することにより、使用料収入は約8千万円増加する見込みです。

【一般会計繰入金】

雨水処理負担金、他会計補助金、他会計負担金として、一般会計から繰入を行っています。一般会計が負担すべきとされる雨水に係る経費などのほか、汚水処理経費のうち使用料で賄えない部分を一般会計繰入金により賄っていますが、令和8年度に使用料を改定することで、繰入金を圧縮できる見込みです。

【維持管理負担金】

広島市から雨水の流入がある雨水ポンプ場などについて、協定に基づいた割合を乗じて広島市が負担すべき維持管理費用を算出しています。

【国庫補助金】

その他補助金として計上しています。直近の動向を加味しつつ、国庫補助金を最大限活用することを前提としています。

【長期前受金戻入】

令和5年度までに取得済の資産に係る長期前受金戻入に、令和6年度以降に取得予定の資産に係る長期前受金戻入を加えて算出しています。

3.投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の概要

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

項目	取組内容
広域化・共同化・最適化に関する事項	広島県から「広島県下水道事業広域化・共同化計画」が示されており、今後この計画に基づき、水質検査業務の共同発注や資器材の相互融通、また、技術研修の共同実施等への参加について検討を行います。
投資の平準化に関する事項	計画期間内に耐用年数を迎える管渠はありませんが、長期的にはストックマネジメント計画に基づき、優先順位を考慮した予防修繕や改築を組み合わせ、投資の平準化を図っています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	今後の検討課題であり、ウォーターPPPの導入などについて、他団体の取組状況を参考にしながら検討を行います。
その他の取組	必要に応じてストックマネジメント計画を見直し、効果的な投資計画を検討していきます。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

項目	取組内容
使用料の見直しに関する事項	使用料に関する検証を令和6年度に実施し、令和8年度から使用料を改定することとしました。検証は5年ごとに行うこととしており、次は令和11年度までに実施しますが、経営状況の著しい悪化が見られる場合などは、随時検証を行います。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用できる遊休地等をほとんど所有していないため、導入は予定していません。
その他の取組	一般会計繰入金について、総務省の示す基準に沿った繰入を確保しつつ、地方公営企業の独立採算の原則に基づき、基準外の繰入については、その適正化に努めます。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

項目	取組内容
民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	民間活力の活用に関する事項については、今後他団体の取組状況などを参考にしながら検討を行います。
職員給与費に関する事項	計画期間中は現状の体制を継続することとしていますが、職員数及び役割分担の最適化については継続して検討を行い、適切な人員配置に努めます。
動力費に関する事項	コストダウンのため電力自由化により事業参入した業者と契約を締結しましたが、電気料金の高騰により業者が撤退したため、当初の業者へ契約を戻しています。今後も状況を注視し、より低コスト化に努めます。
修繕費に関する事項	各ストックマネジメント計画により計画的な点検調査や清掃保守点検を実施し、雨水ポンプ場においても運転管理業務と保守点検業務により重大な故障等が発生する前に予防保全措置に努めます。また、効率的な修繕工事や委託発注の実施による経費削減を継続して検討します。
委託費に関する事項	委託の拡大など、経費削減の方策について情報収集に努めます。
その他の取組	各種研修会への参加等により、経営マインドを持った人材育成に取り組むと共に、これまで培われてきた職員の知識や技術が途絶えることがないように、次世代へ継承するための取組を検討していきます。

4.SDGs に関する取組

SDGs とは、平成 27 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

当町では「府中町第4次総合計画」における基本施策の取組が SDGs に資することを意識して、まちづくりを推進しています。下水道事業においても、経営戦略に基づく基本方針を推進することで、SDGs の達成に寄与していきます。

【基本方針と主に関連する SDGs】

基本方針 1：快適な暮らしを実現する下水道



下水道人口普及率 100%を目指すとともに、既設管渠の適正な維持管理を行うことで、安全で清潔な日常生活を支えます。まちの中で発生した汚染が海洋に流れ出さないように対策を講じることが自治体の責務です。

基本方針 2：安心な暮らしを実現する下水道



雨水施設について、長寿命化や耐震・耐水化等といった適正な更新・維持管理を行うことで、雨水災害から市街地を守ります。SDGs では、気候変動に備えた適応策を自治体で行うことが求められています。

基本方針 3：持続可能な下水道



更なる効率化や経営基盤の強化を図り、経費回収率 100%を目指すことで、持続可能な経営を行います。自治体は地域のインフラ整備に対して大きな役割を有し、民間など多くの関係者と協力関係を築くことが重要です。

第6章 事後検証・更新

1. 事後検証、更新手法

経営戦略で策定した内容については、将来的に実績との間にある程度の乖離が発生することが想定されるほか、社会状況の変化等により、当初の見通しから大きく乖離することも考えられます。

このため、経営戦略については、計画期間の中間点である令和11年度において検証を行い、見直し（ローリング）を行うこととします。また、毎年度の進捗管理（モニタリング）を行い、乖離が著しい場合には随時見直しを行います。

なお、使用料の妥当性については5年ごとに検証を行うこととしているため、経営戦略の検証を行う際に、あわせて使用料の検証についても行うこととします。



図表 6-1 PDCA サイクル

投資・財政計画（収支計画）

1. 収益的収支

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		906,532	930,727	908,198	968,955	1,025,067
		(1) 料 金 収 入	514,987	516,236	514,447	592,533	589,969
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0
		(3) 負 担 金	390,747	413,901	393,208	375,892	434,568
	雨 水 処 理 負 担 金		380,108	407,464	386,753	370,241	429,084
		維 持 管 理 負 担 金	10,639	6,437	6,455	5,651	5,484
		(4) そ の 他	798	590	543	530	530
		2. 営 業 外 収 益	386,109	422,421	466,180	350,321	357,602
	(1) 補 助 金		15,519	49,169	65,317	1,400	1,500
		他 会 計 補 助 金	10,500	26,759	62,817	0	0
		そ の 他 補 助 金	5,019	22,410	2,500	1,400	1,500
		(2) 他 会 計 負 担 金	115,443	114,229	124,723	73,987	76,287
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	255,147	259,023	276,140	274,934	279,815	
	(4) そ の 他	0	0	0	0	0	
収 入 計 (C)	1,292,641	1,353,148	1,374,378	1,319,276	1,382,669		
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,216,183	1,254,773	1,274,019	1,230,818	1,290,836
		(1) 職 員 給 与 費	36,431	37,834	34,556	37,872	37,872
		基 本 給	21,720	21,808	19,518	22,131	22,131
		そ の 他	14,711	16,026	15,038	15,741	15,741
	(2) 経 費	401,790	423,084	435,741	389,506	439,323	
	動 力 費	11,244	12,875	13,248	14,177	14,177	
	修 繕 費	64,916	42,293	51,207	47,071	91,209	
	流 域 下 水 道 費	187,938	176,498	196,034	184,129	188,024	
	そ の 他	137,692	191,418	175,252	144,129	145,913	
	(3) 減 価 償 却 費 ・ 除 却 費	777,962	793,855	803,722	803,440	813,641	
	2. 営 業 外 費 用	101,838	98,262	100,149	88,247	91,622	
	(1) 支 払 利 息	84,669	77,498	80,965	71,416	70,329	
	(2) そ の 他	17,169	20,764	19,184	16,831	21,293	
	支 出 計 (D)	1,318,021	1,353,035	1,374,168	1,319,065	1,382,458	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 25,380	113	210	211	211		
特 別 利 益 (F)	658	103	1	1	1		
特 別 損 失 (G)	329	216	211	212	212		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	329	△ 113	△ 210	△ 211	△ 211		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 25,051	0	0	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	0	0	0	0	0		
流 動 資 産 (J)		370,825	392,439	373,900	372,200	347,400	
	う ち 未 収 金	49,201	52,344	50,700	50,400	46,600	
流 動 負 債 (K)		1,002,552	1,015,049	1,014,969	986,970	1,016,718	
	う ち 建 設 改 良 費 分	654,573	653,848	672,307	646,518	701,546	
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	
	う ち 未 払 金	334,245	356,439	337,900	336,200	311,400	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		906,532	930,727	908,198	968,955	1,025,067	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)		0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		0	0	0	0	0	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)		0	0	0	0	0	

(単位：千円、%)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,013,613	963,219	971,350	911,417	1,070,035	1,050,009	986,800
587,404	584,840	582,276	579,326	576,376	573,426	570,475
0	0	0	0	0	0	0
425,383	377,789	388,528	331,561	493,129	475,757	415,735
420,064	372,490	383,515	326,695	487,953	465,394	411,465
5,319	5,299	5,013	4,866	5,176	10,363	4,270
826	590	546	530	530	826	590
380,350	368,365	372,851	399,831	461,762	360,313	367,577
10,445	7,850	400	400	11,285	400	400
0	0	0	0	0	0	0
10,445	7,850	400	400	11,285	400	400
94,880	88,892	89,311	114,642	98,060	91,415	89,953
275,025	271,623	283,140	284,789	352,417	268,498	277,224
0	0	0	0	0	0	0
1,393,963	1,331,584	1,344,201	1,311,248	1,531,797	1,410,322	1,354,377
1,303,913	1,248,339	1,266,005	1,236,016	1,452,306	1,330,218	1,283,499
37,872	38,135	37,872	37,872	37,872	37,872	38,135
22,131	22,394	22,131	22,131	22,131	22,131	22,394
15,741	15,741	15,741	15,741	15,741	15,741	15,741
456,697	395,764	374,790	379,543	409,664	443,156	386,884
14,177	14,177	14,177	14,177	14,177	14,177	14,177
82,624	25,962	20,574	20,707	25,001	20,978	21,116
189,134	190,299	190,219	193,159	194,161	194,693	196,635
170,762	165,326	149,820	151,500	176,325	213,308	154,956
809,344	814,440	853,343	818,601	1,004,770	849,190	858,480
89,839	83,034	77,985	75,021	79,280	79,893	70,667
68,488	66,717	63,793	60,790	62,247	60,199	56,365
21,351	16,317	14,192	14,231	17,033	19,694	14,302
1,393,752	1,331,373	1,343,990	1,311,037	1,531,586	1,410,111	1,354,166
211	211	211	211	211	211	211
1	1	1	1	1	1	1
212	212	212	212	212	212	212
△ 211	△ 211	△ 211	△ 211	△ 211	△ 211	△ 211
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
334,000	306,800	307,500	439,700	350,000	315,000	266,000
44,600	40,500	40,600	60,800	50,100	41,700	34,500
998,470	975,094	1,070,049	1,051,082	900,688	660,749	613,106
700,030	703,854	798,109	646,942	586,248	381,309	382,666
0	0	0	0	0	0	0
298,000	270,800	271,500	403,700	314,000	279,000	230,000
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0	0	0	0	0	0	0
1,013,613	963,219	971,350	911,417	1,070,035	1,050,009	986,800
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0

投資・財政計画（収支計画）

2. 資本的収支

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		343,636	634,728	556,700	581,300	469,700
		うち資本費平準化債	82,900	80,900	80,200	76,200	80,200
	2. 他 会 計 出 資 金		75,885	72	99	61	53
	3. 他 会 計 補 助 金		0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金		0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金		108,787	293,915	260,040	272,430	184,185
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金		25,363	23,794	25,419	26,045	24,015
	9. そ の 他		3,663	4,400	3,675	3,600	1,900
	計 (A)		557,334	956,909	845,933	883,436	679,853
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)		0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)		557,334	956,909	845,933	883,436	679,853
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		390,333	851,029	738,735	764,328
うち職員給与費			37,847	34,696	34,927	38,098	38,098
2. 企 業 債 償 還 金			677,104	658,896	656,433	671,368	644,417
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金			0	0	0	0	0
5. そ の 他			2,286	6,470	3,600	3,600	1,800
計 (D)		1,069,723	1,516,395	1,398,768	1,439,296	1,240,302	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)		(D)-(C)	512,389	559,486	552,835	555,860	560,449
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		497,560	534,832	527,582	528,506	533,826
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金		0	0	0	0	0
	4. そ の 他		14,829	24,654	25,253	27,354	26,623
計 (F)		512,389	559,486	552,835	555,860	560,449	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)			7,286,931	7,262,763	7,163,030	7,072,962	6,898,245

他会計繰入金

収 益 的 収 支 分	580,578	548,452	574,293	444,228	505,371
うち基準内繰入金	471,591	445,024	430,509	444,228	505,371
うち基準外繰入金	108,988	103,428	143,784	0	0
資 本 的 収 支 分	75,885	72	99	61	53
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	75,885	72	99	61	53
合 計	656,463	548,524	574,392	444,289	505,424

(単位：千円、%)

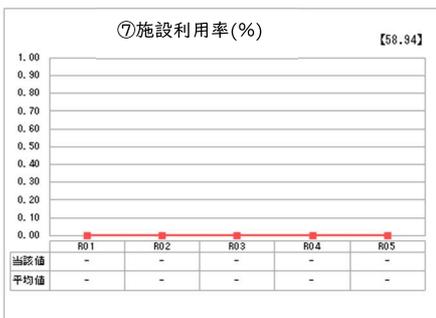
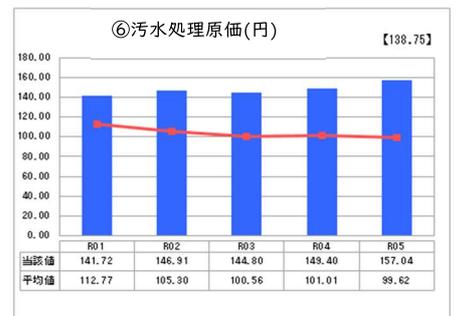
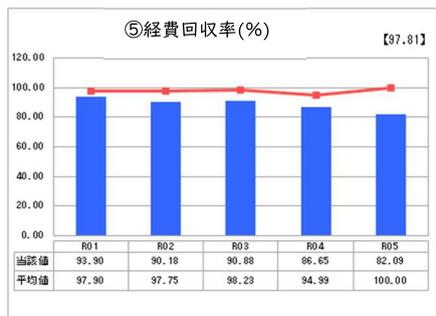
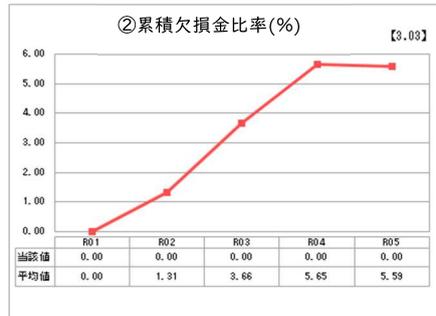
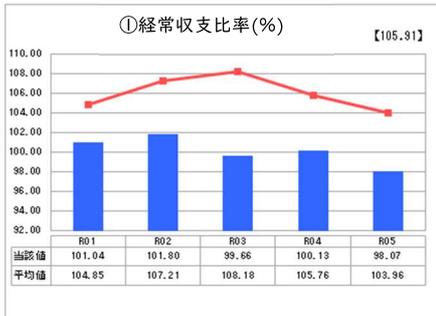
令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
466,400	345,100	343,200	809,900	480,000	270,264	45,400
38,800	8,400	0	0	0	0	0
93	75	17	51	16	74	15
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
95,070	116,500	126,858	457,440	211,935	174,081	160,390
0	0	0	0	0	0	0
23,400	20,049	16,321	40,488	42,643	8,732	21,018
1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
586,863	483,624	488,296	1,309,779	736,494	455,051	228,723
0	0	0	0	0	0	0
586,863	483,624	488,296	1,309,779	736,494	455,051	228,723
440,190	342,835	373,017	1,074,381	659,261	473,550	450,760
38,098	38,098	38,098	38,098	38,098	38,098	38,098
698,965	694,117	697,941	792,196	641,029	580,335	375,396
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
3,270	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
1,142,425	1,038,752	1,072,758	1,868,377	1,302,090	1,055,685	827,956
555,562	555,128	584,462	558,598	565,596	600,634	599,233
534,319	542,817	570,203	533,812	551,353	580,692	581,256
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
21,243	12,311	14,259	24,786	14,243	19,942	17,977
555,562	555,128	584,462	558,598	565,596	600,634	599,233
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
6,665,680	6,316,663	5,961,922	5,979,626	5,818,597	5,508,526	5,178,530

514,944	461,382	472,826	441,337	586,013	556,809	501,418
514,944	461,382	472,826	441,337	586,013	556,809	501,418
0	0	0	0	0	0	0
93	75	17	51	16	74	15
0	0	0	0	0	0	0
93	75	17	51	16	74	15
515,037	461,457	472,843	441,388	586,029	556,883	501,433

経営比較分析表（令和5年度決算）

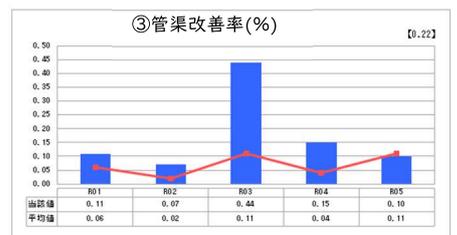
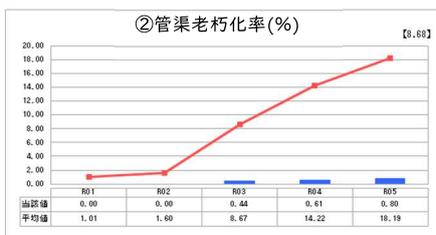
経営比較分析表とは、経営指標の経年比較や他公営企業との比較などを行うことにより、現状や課題等を的確に把握することを目的として総務省が取りまとめを行っているものであり、当町では町ホームページで公開しています。

1. 経営の健全性・効率性



グラフ凡例
 ■ 当該団体値（当該値）
 — 類似団体平均値（平均値）
 【】 令和5年度全国平均

2. 老朽化の状況



分析欄

「1. 経営の健全性・効率性」について

①経常収支比率	高度処理施設の修繕が多く発生したため、流域下水道維持管理負担金が増加したこと等から、前年度から低下して100%を下回った。短期的な要因によるものではあるが、今後も効率化を図り、健全経営に努める必要がある。
②累積欠損金比率	欠損金が発生していないため、0%である。
③流動比率	前年度から上昇しているものの、全国平均及び類似団体平均を大幅に下回っている。なお、短期債務には建設改良費等に充てられた企業債も含まれている。
④企業債残高 対事業規模比率	企業債残高は減少しているものの、営業収益が減少したことから、前年度から上昇した。ストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化を図っていく予定である。
⑤経費回収率	前年度から低下しており、全国平均及び類似団体平均に比しても低い値となっている。今後は経営について健全化を図り、将来にわたって安定的で持続可能な事業運営を行う必要がある。
⑥汚水処理原価	前年度から上昇し、全国平均及び類似団体平均と比べても依然として高い値を示している。今後は節水化等により有収水量が減少する可能性もあるため、動向を注視していく必要がある。
⑧水洗化率	全国平均及び類似団体平均と比べて下回っているものの、前年度から上昇しており、着実に向上しているところである。

「2. 老朽化の状況」について

①有形固定資産 減価償却率	令和元年度から公営企業会計へ移行したため、減価償却の実績が低い値となっている。
③管渠改善率	<p>前年度から低下しており、全国平均及び類似団体平均に比しても低い値となっている。</p> <p>雨水施設については、町内にある4か所のポンプ場（入川調整池を含む）の内1か所は平成23年に改築済みであり、残りのポンプ場施設及び雨水管渠については、平成28年度に国に提出した府中町下水道ストックマネジメント計画に基づいて改築事業を実施し、長寿命化を図っていく予定である。</p> <p>汚水施設については、令和7年度には概ねの整備が完了する計画としており、今後は汚水管渠のテレビカメラ調査等の結果に基づき、順次改築・更新を図っていく予定である。</p>

全体総括

建設改良費等に充てられた企業債残高が多いといった特徴があり、償還が進むことによる改善が見込まれる。

令和7年度には事業計画区域の整備をほぼ完了する計画としており、下水道処理人口普及率について概ね100%を達成する予定であることから、今後は接続促進などによる水洗化率向上を進めるとともに、経営の健全化に向けた取組を進めることとする。

また、整備について概ね完了した後については、府中町下水道ストックマネジメント計画に基づく調査の実施、施設の更新及び老朽化対策へと事業の主体を移行していくこととする。

府中町下水道事業経営戦略（令和 7 年 3 月改定）

発行日：令和 7（2025）年 3 月

発行・編集：府中町 町民生活部 下水道課

〒735-8686

広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号

電話：082-286-3186（総務係）

FAX：082-284-7111